

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 7 月 26 日

申請者 氏名又は名称

住所

代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

株式会社 光輝工業
 〒594-0051 大阪府高槻市唐崎北3丁目4-10
 代表取締役 金光健二
 TEL (072)678-2870
 FAX (072)678-2872

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	玉寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 6 年 6 月 19 日

〒569-0831

大阪府高槻市唐崎北三丁目4-10

株式会社 光輝工業

届出者 代表取締役 金光 健二

電話 072-678-2870

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社 光輝工業		
住 所	大阪府高槻市唐崎北三丁目4-10		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 金光 健二		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員の氏名変更		代表取締役 金光 健二 取締役 平山 誠 取締役 中尾 裕一	

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6 年 6 月 19 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

株式会社 光輝工業
〒599-0855 大阪府高槻市唐崎北3丁目4-10
代表取締役 金光健二
TEL (072)678-2870
FAX (072)678-2872



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪府高槻市唐崎北三丁目4番10号
株式会社光輝工業

会社法人等番号	1209-01-017770	
商号	株式会社光輝工業	
本店	大阪府高槻市唐崎北三丁目4番5号	平成25年 5月23日移転
		平成25年 5月24日登記
	大阪府高槻市唐崎北三丁目4番10号	平成27年 8月 5日移転
		平成27年 8月 5日登記
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	平成20年11月27日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管工事業 2. 土木工事業 3. とび・土工工事業 4. 舗装工事業 5. 建築工事業 6. 上記各号に附帯関連する一切の事業 	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管工事業 2. 土木工事業 3. とび・土工工事業 4. 舗装工事業 5. 建築工事業 6. 上下水道等のインフラに関する調査・設計、施工管理及びコンサルティング 7. 官民協働（PPP/PFI）関連政策の調査、検討支援、及びこれらを活かした事業運営業務の受託 8. 官公署や民間事業所が発注する調査、設計、受付等の各種業務の受託 9. 経営コンサルティング業務 10. 上記各号に附帯関連する一切の業務 <p style="text-align: right;">令和 6年 4月20日変更 令和 6年 4月22日登記</p>	
発行可能株式総数	1000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 400株	平成25年 4月17日変更
		平成25年 4月30日登記

資本金の額	金2000万円	平成25年 4月17日変更
		平成25年 4月30日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式はすべて譲渡制限株式とし、当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 金光健二	平成30年 6月16日重任
		平成30年 7月17日登記
	取締役 平山誠	平成30年 6月16日重任
		平成30年 7月17日登記
	<u>取締役</u> 小林政博	平成30年 6月16日重任
		平成30年 7月17日登記
		令和 4年 5月 9日死亡
		令和 4年 5月23日登記
	<u>取締役</u> 福田信一	平成30年 6月16日重任
		平成30年 7月17日登記
		令和 5年 7月25日辞任
		令和 5年 8月31日登記
	取締役 中尾裕一	令和 4年 5月 2日就任
		令和 4年 5月23日登記
大阪府高槻市城西町5番33号 代表取締役 金光健二	平成30年 6月16日重任	
	平成30年 7月17日登記	
登記記録に関する事項	平成21年11月18日大阪府枚方市出口五丁目70番1号から本店移転 平成21年11月26日登記	



大阪府高槻市唐崎北三丁目4番10号
株式会社光輝工業

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 6年 6月 6日
大阪法務局北大阪支局
登記官

田 井 地 か す み



定 款

株式会社光輝工業

株式会社 光輝工業
定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社光輝工業 と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業
2. 土木工事業
3. とび・土工工事業
4. 舗装工事業
5. 建築工事業
6. 上記各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 大阪府高槻市 に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第 5 条 当社には、次の機関を置く。

1. 株主総会
2. 取締役

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1000株とする。

(株券の不発行)

第 7 条 当社の発行する株式については、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当会社の株式はすべて譲渡制限株式とし、当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡しの請求)

第 9 条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第 10 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、取締役の決定によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 13 条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決定により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第 16 条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 株主総会以外の機関

(取締役の員数)

第 17 条 当社は、取締役 1 名以上を置く。

(取締役の資格)

第 18 条 取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは株主以外の者から選任することを妨げない。

(代表取締役)

第 19 条 当社の取締役が 2 名以上ある場合は、そのうち 1 名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

(社長)

第 20 条 取締役が 2 名以上ある場合は代表取締役を、取締役が 1 名の場合は当該取締役を社長とする。

2 社長は会社を代表し、会社の業務を執行する。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任方法)

第 22 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

(取締役の任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第 24 条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 25 条 当会社の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとする。

(剰余金の配当)

第 26 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

(定款に定めのない事項)

第 27 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

本定款は当社の現行定款に相違ありません。

令和 6 年 6 月 19 日

大阪府高槻市唐崎北 3 丁目 4-10

株式会社光輝工業

代表取締役 金光 健二

